

# うえき

## 特集..新しい時代の公益法人の在り方

『公益法人制度改革の概要』

『「令和5年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」  
で公表された新公益法人会計基準の見直しの方向性について』

【インタビュー】

公益財団法人公益法人協会

公益財団法人パブリックリソース財団

公益財団法人原田積善会

【SDGsに取り組む団体のご紹介 第9回】

名古屋高速道路公社



# CONTENTS

## 特集 新しい時代の公益法人の在り方

### レポート

- 公益法人制度改革の概要——3  
SMBC日興証券株式会社 公益法人業務部 制度調査課 主任研究員 河田 剛
- 「令和5年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」で公表された新公益法人会計基準の見直しの方向性について——7  
有限責任監査法人トーマツ PSHC 事業部 シニアスタッフ 菊地 健太

### インタビュー

- 公益法人制度改革の意義と課題——12  
公益財団法人公益法人協会 理事長 雨宮 孝子氏
- 意志ある寄付で社会を変える——17  
公益財団法人パブリックリソース財団 専務理事（代表理事）岸本 幸子氏
- 100年財団のチャレンジ——26  
公益財団法人原田積善会 理事長 稲垣 裕志氏

## SDGs に取り組む団体のご紹介 第9回

- 名古屋高速道路公社——36

- 表紙作者  
東京藝術大学 演奏藝術センター 水本 紗恵子氏
- 表紙タイトル  
秋の散歩

秋の桜と柿の落ち葉を描きました。  
紅葉のグラデーションは、まるで絵の具が混ざるパレットのようで、  
自然の色の鮮やかさと美しさにはいつも驚かされます。



- \* 本資料に記載の全ての内容は、別段の表示がない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものでありますが、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性があります。
- \* 実際の取引等をご検討の際には、今後の制度改革の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き等にご留意いただき、所轄の税務署や弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

## 公益法人制度改革の概要

S M B C 日興証券株式会社  
公益法人業務部 制度調査課  
主任研究員 河田 剛

### はじめに

2024年5月、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律の改正法案が通常国会で可決され、公布された。施行は2025年4月が予定されている。

改正法の内容は、2022年～2023年にかけて開催された「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の報告に準拠している。内閣府は法改正の趣旨を①財務基準の柔軟化・明確化（より自由な資金活用）、②行政手続の簡素化・合理化（より柔軟な事業展開）、③自律的なガバナンスの充実、透明性の向上（さらなる信頼獲得）としている。

公益法人の活動の制約になっている財務基準についての詳細は施行令、施行規則、ガイドライン等に委ねられているものの、その点についても内閣府から一定の方向性が示されている。

### 1. 財務基準の柔軟化

#### (1) 収支相償原則の見直し

「収支相償原則」は、公益目的事業と費用を均衡させるというルールである。従来、単年度における均衡が重視され、赤字が続いている法人でもある年度で黒字が大きくなれば収支相償を満たしていないとする運用がみられた。内閣府では「収支相償原則」を「中期的収支均衡」に改める意向を示している。従来の公益法人法第十四条は「公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。」としていたが、改正法第十四条では、「公益法人は、その公益目的事業を行うに当たっては、内閣府令で定めるところにより、当該公益目的事業に係る収入をその実施に要する適正な費用（当該公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金として内閣府令で定める方法により積み立てる資金を含む。）に充てることにより、内閣府令で定める期間において、その収支の均衡が図られるようにしなければならない。」と変更され、収支の均衡が一定期間にまたがるものであること、将来において公益目的事業に使用するために資産を積み立てる費用は一定の範囲内で費用として認められることが示された。一定の期間は、現時点で示されてい

るところでは5年が想定されており、原則的に新制度の施行以降、当該事業年度の収入と費用を算定後、過去の赤字と通算可能とし、公益目的事業全体（従来は各公益事業ごと）で収支均衡を判定するとしている。均衡しない状態が中期的期間（5年間）解消されない場合、中期的収支均衡が図られていないものと判定され、黒字が出た場合、公益目的事業全体の拡大等により解消することになる（第1図）。

## (2) 公益充実資金の創設

従来の「特定費用準備資金」と「資産取得資金」を統合し、運用を柔軟化した「公益充実資金」が創設された。将来の特定の活動の実施のために積み立てる「特定費用準備資金」は事業ごとに積立が必要で期間も10年間が限度であり、使い勝手が良いとは言えなかった。「資産取得資金」は活動の実施に必要な実物資産の取得のために資産ごとに積み立てる資金で、収支相償上の費用としては扱われなかった。「公益充実資金」は複数の目的の資産をまとめて、積立費用を全て費用とみなす形に改められた（第2図）。一方で、資金の明細を公表する義務が課せられている。

## (3) 遊休財産の見直し

「遊休財産」の名称を「使途不特定財産」に改め、「公益目的事業継続予備財産」が新設された。「公益目的事業継続予備財産」は法人が想定する公益目的事業の継続が困難となる事態に備える資産で、「使途不特定財産」から控除される。ただし、公益目的事業を継続的に行うための必要な金額（必要額）が算定されていること、予備財産額が必要額を超えないものであることが条件となる。

## 2. 柔軟・迅速な事業展開のための行政手続の簡素化・合理化

これまで、公益法人関係の手続きは非常に煩雑であるとの指摘があった。これをより簡素化・合理化する方向性が打ち出されている。

公益法人が事業内容を変更する際に、再度認定を必要とする事項が多く、法人の負担になってきた。これを簡素化・合理化しようとするものである。

収益事業の変更において、届出事項とすることや、公益目的事業についても内容に大きな変化が無い場合には審査の迅速化を進めるとしている。

---

### 3. 自律的ガバナンスの充実・透明性の向上

一方、公益法人の信頼性を高めるため開示情報の透明化が求められることとなった。

公益法人が保有する全ての財産が公益目的事業会計、収益事業等会計または法人会計に整理され、区分経理が義務付けられる。収益事業を行っている法人については貸借対照表、損益計算書ともに会計区分別内訳を注記で記載することが求められる（収益事業を行っていない法人については代替措置あり）。これまで煩雑であった公益目的取得財産残額の算定は公益目的事業会計の純資産を基礎にする形で簡便化される見込みである。

また、理事・監事間の特別利害関係の排除、外部理事・監事の導入を追加することも定められた。

#### おわりに

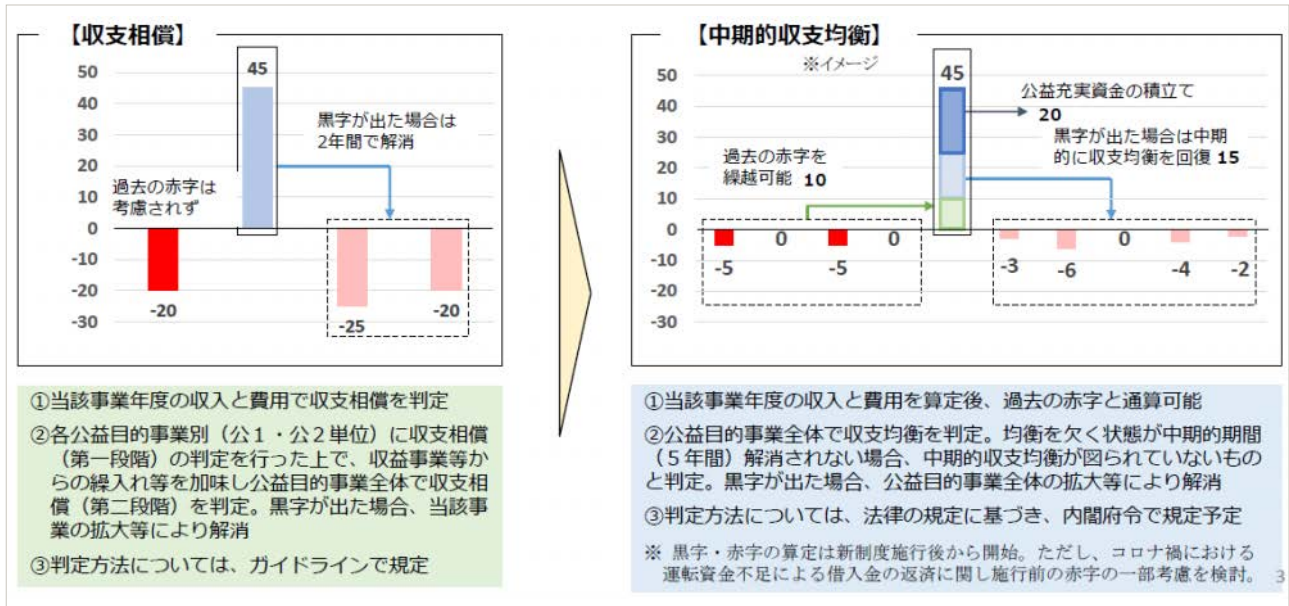
公益法人制度改革は、施行令、施行規則、ガイドラインがまだ確定していないため、流動的な部分は若干残るものの、ほぼ出そろったと考えられる。

従来の制度に比べ、収支相償原則が柔軟化されたこと、「公益充実資金」、「公益目的事業継続予備財産」の創設などはプラスに評価されると考えられる。しかし、公益法人の成長という視点が無いことは要注意である。収支相償は期間が5年間と明示され、過去の赤字と相殺できる点は改善点だが、あくまで中期的に収支が均衡することが前提で、内部留保はできない。「公益充実資金」についても費消が前提となっている。「公益目的事業継続予備財産」はあくまでコロナ禍のような非常事態に対応するもので、その新設自体は公益法人の運営に寄与するものの、公益目的事業を拡大するトリガーにはならない。

結局のところ、新制度においても事業規模を拡大するためには寄付に頼るしかないわけだが、寄付時に用途を特定する指定正味財産でなければ収支相償上の収入になる制度については、特に変更はないようである。

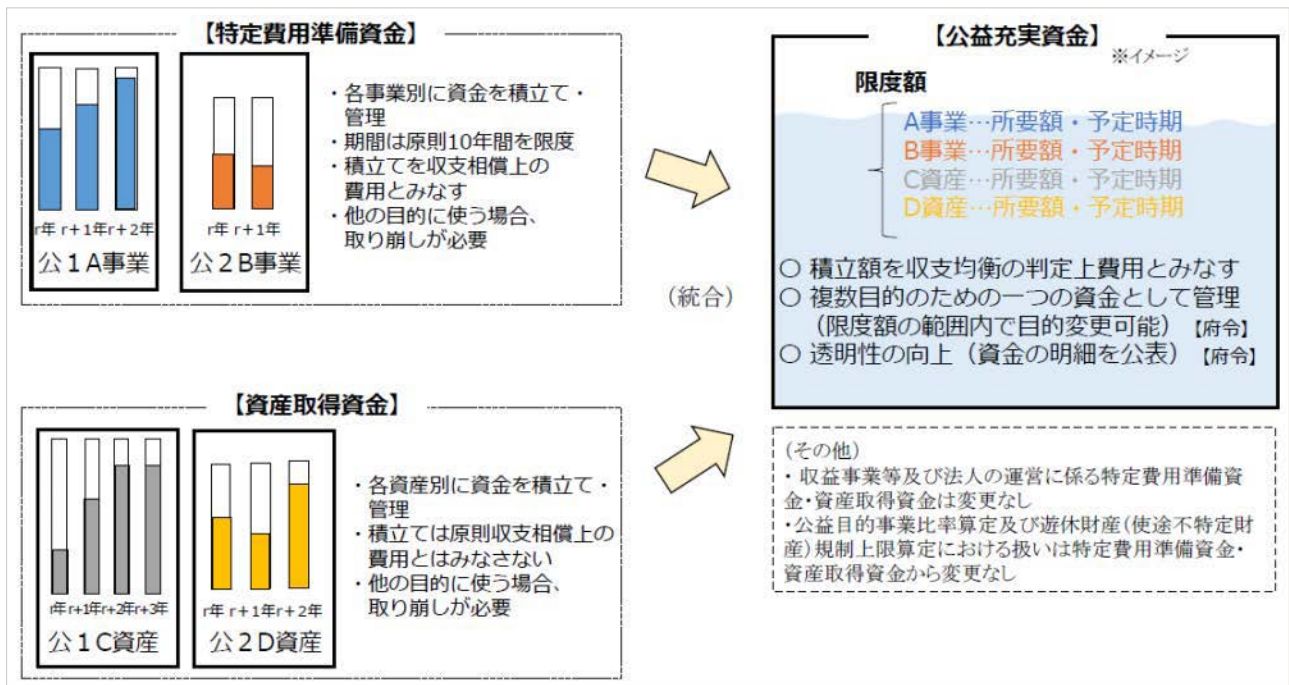
「新しい資本主義」において、「民間も公的役割を担う社会の実現」を目指すのであれば、公益法人の内部留保については今後改正されるべきだと考えられる。国会の付帯決議においては、5年後の見直しが求められており、さらなる柔軟化が望まれる。

第1図 中期的収支均衡のイメージ



(出所) 内閣府「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」  
第2回F U会合事務局説明資料

第2図 公益充実資金のイメージ



(出所) 内閣府「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」  
第2回F U会合事務局説明資料

## 「令和5年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」 で公表された新公益法人会計基準の見直しの方向性について

有限責任監査法人トーマツ  
PSHC 事業部  
シニアスタッフ

### 菊地 健太

2012年東京経済大学を卒業後、同年藤間公認会計事務所（現：TOMA 税理士法人）に入所。2015年同社を退所後、有限責任監査法人トーマツに入社。2023年から日本公認会計士協会非営利法人委員会公益法人専門委員会に所属。

#### はじめに

令和6年5月24日に内閣府公益認定等委員会公益法人の会計に関する研究会（以下「研究会」といいます。）から、「令和5年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」（以下「諸課題の検討状況」といいます。）が公表されました。「諸課題の検討状況」では、令和7年4月からの施行が想定されている新公益法人会計基準について、考え方や具体的な見直しの方向性などの検討状況が取りまとめられました。ここでは、新公益法人会計基準の見直しの方向性について記載します。

なお、以降の内容のうち意見に関する部分は執筆者の私見であり、有限責任監査法人トーマツの公式見解ではないことをご了承ください。

#### 1. 公益法人制度改革に伴う会計基準の見直しの考え方

平成20年会計基準は、公益法人の財産及び正味財産増減の状況を適正に表示させることに加え、公益法人制度における財務規律（収支相償・公益目的事業比率・遊休財産規制）を判定する観点から、貸借対照表における公益目的保有財産等に関する表示（基本財産又は特定資産として表示）や、正味財産増減計算書（内訳表）における費用科目の形態別分類や事業区分別情報の表示などが求められていました。

今般の制度改革では、平成20年会計基準で重視されている行政監督目的にとどまらず、多様化する資源提供者その他のステークホルダーに対するわかりやすい情報開示を行うため、「本表（貸借対照表、活動計算書等）はできるだけ簡素でわかりやすいものとし、詳細情報（法令の要請に基づき開示すべき事項等）は注記及び附属明細書で開示する」という研究会の考え方に立って、公益法人の財務報告の目的及び財務諸表の全体について見直しを行うこととしています。





## イ. 活動計算書

- ・正味財産増減計算書から活動計算書への名称の変更
- ・「指定純資産」と「一般純資産」には区分せず、純資産全体の増減を経常活動とその他活動に区分して開示
- ・経常費用は活動別分類に基づく分離（公1事業費、その他公益事業費、収益事業費、管理費など）で開示
- ・会計・事業区分別の内訳、財源区分別の内訳（一般純資産と指定純資産の区分）、形態別科目による分類（給料手当、旅費交通費、減価償却費など）は注記情報として開示

## 活動計算書のイメージ（「諸課題の検討状況」より抜粋）

※現時点のイメージのため、今後の検討状況により変更されることがあります。

<b>活 動 計 算 書</b>		年 月 日から 年 月 日まで	
		(単位:千円)	
		当 期	前 期
<b>I 経常活動区分</b>			
経常収益			
受取寄附金		100	
受取補助金		100	
公1事業収益		100	
公2事業収益		100	
収益事業収益		100	
〇〇運用収益		100	
	経常収益計	600	
経常費用			
公1事業費		150	
公2事業費		180	
その他公益事業費		10	
収益事業費		20	
管理費		100	
	経常費用計	460	
	評価損益等調整前当期経常増減額	140	
	投資有価証券評価損益等		
	当期経常増減額	140	
<b>II その他活動区分</b>			
その他収益			
...			
	その他収益計	0	
その他費用			
...			
	その他費用計	0	
	その他収益費用差額	0	
	税引前収益費用差額	140	
	法人税、住民税及び事業税		
	法人税等調整額		
	税引後収益費用差額	140	
	期首純資産額	1,700	
	期末純資産額	1,840	

ウ. 財産目録

資産及び負債の状況として、注記情報として開示することとなり、財産目録としての作成はなくなります。

エ. 注記・附属明細書

既述の貸借対照表及び活動計算書並びに財産目録の見直しを受けて、それぞれ次の情報を開示する見直しが検討されています。

・貸借対照表関係

会計区分別内訳（現行の貸借対照表内訳表の代替）

資産及び負債の状況（現行の財産目録に相当）

使途拘束資産の内訳

・活動計算書関係

財源区分別内訳（現行の一般正味財産と指定正味財産の区分の代替）

一般純資産の会計・事業区分別内訳（現行の正味財産増減計算書内訳表の代替）

指定純資産の内訳

控除対象財産（6号財産）の発生年度別残高等

事業費・管理費の形態別区分

・その他（財務規律適合性に関する情報等）

中期的収支均衡に関する情報（定期提出書類の別表Aの代替）

公益充実資金に関する情報

公益目的事業比率に関する情報（定期提出書類の別表Bの代替）

使途不特定財産（現行の遊休財産）規制に関する情報（定期提出書類の別表Cの代替）

公益目的事業継続予備財産に関する情報

### 3. 最後に

今回の公益会計基準の見直しは平成20年会計基準適用後、初めての抜本的な改正であり、現場の負担も大きなものとなることが想定されています。「諸課題の検討状況」でも一部については経過措置（「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の第2回フォローアップ会合（令和6年7月5日）資料の制度改革スケジュール（予定）にて、3年程度の経過措置が示されています。）について検討する必要がある旨記載されています。そのため、今後も、研究会の検討動向に注視していくことが必要となると考えられます。

## インタビュー

---

公益法人制度改革の意義と課題	12
意志ある寄付で社会を変える	17
100年財団のチャレンジ	26

## 公益法人制度改革の意義と課題



公益財団法人公益法人協会  
理事長

雨宮 孝子氏

慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程修了。2004年～2008年明治学院大学大学院法務研究科教授（専門は民法（公益法人、NPO法人、家族法）、信託法）、2007年内閣府公益認定等委員会非常勤委員、2008年同委員会常勤委員、2010年～2016年同委員会委員長代理を務め、2017年から公益財団法人公益法人協会理事長に就任、現在に至る。2017年旭日中綬章を受章。

2006年（平成18年）6月の公益法人改革三法の公布から18年がたち、今般、公益二法（公益認定法の一部を改正する法律、公益信託に関する法律）が、今国会で成立し、2024年（令和6年）5月22日に公布された。今般の公益法人制度改革にあたっては、「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」でその基本認識や方向性、具体的な論点の検討が進められた経緯にある。

本稿は、その有識者会議の座長を務めた（公財）公益法人協会理事長の雨宮孝子氏にインタビューを行う機会を得たため、その概要を掲載するものである。

### 1. 今般の公益法人制度改革とその評価について

今回の公益法人制度改革は、2022年6月の閣議決定「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」に基づき、2022年10月から2023年5月まで、11回、公益法人制度の見直しに必要な検討が有識者会議において行われ、その後2023年11月、2024年7月にフォローアップ会合も2回行われた。さらには内閣府主催のシンポジウムが市民に向けて行われるなどこれまでの有識者会議とは異なる方法で行われたのは特筆すべき点である。現在は、政令・内閣府令の骨子の検討等、着々と施行に向けた準備が進められている。

今回の有識者会議の設定は、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」策定の中で、（一社）日本経済団体連合会の十倉会長の指摘発言がきっかけであった。「収支相償や遊休財産規制など民間公益活動の規制が厳しいのは問題だ」「新たな事業や成長を伴う活動の変更認定または変更届を迅速にしてほしい」等である。

収支相償原則は、「中期的収支均衡」と名称を変え、「遊休財産額」は、「使途不特定財産額」と名称を変え、前者は「適正な費用を超える収入を得てはならない」という考え方を、財源の有効活用という趣旨が明確になるよう、収支相償を単年度で判定するのではなく、過去の赤

---

字も判断材料に入れて、5年間で収支均衡を図るという制度である。平たい言葉でいえば、儲けてはいけないというのは、営利企業とのバランスを考慮したものである。資金のより効果的な活用のため財務規律を柔軟化・明確化した部分である。しかしながら、私見としては、公益認定法14条の事業収入に寄附金を入れることは、問題であり、これはぜひ撤廃してほしい。そもそも「適正な費用を超える収入を得てはならない」ということが、公益性の基準になるということ自体疑問に思う。

さらに大胆な変更は、使途不特定財産額について理由を明確に説明できれば、上限額（公益目的事業費1年分）を超えても保有が可能となる「公益目的事業継続予備財産」である。コロナ禍という苦しい時期を過ごした公益法人にとって、事業収入等が全く入らない場合、次年度の事業計画の作成もできないという状況を回避できる方法を認めたというのは画期的であると思う。

さらにはこのため、今回の制度改革における評価のポイントで最も大事なものといえば、このような声に内閣府が耳を傾けた点にある。曰く、①「儲けてはいけない、貯めこんではいけない」という考え方というルールのおかげで、資金の有効活用や積極的な事業拡大がしにくい、②事業内容の変更の際、一々事前に「変更認定」を求められる等々である。

新しい資本主義実現のための柱の一つとして、公益法人の活性化のための制度見直しであるという改革の趣旨、基本認識と方向性は賛同するものであり、今後とも見失ってはならないと考える。

## 2. 今後さらに改善が望まれる点

今後さらに改善が望まれる点は、様々ある。今回の公益法人制度改革がゴールではない。

当協会のパブコメに対する意見書でも触れているが、「長期的視野で取り組んでいくべき事項」もあり、「今後とも不断の見直し」を行っていく必要がある。

付帯決議にある「5年を目途に見直し」は、このための有効なタイミングになりうる。

そのためには、「テーマ」を持って、行政庁と公益法人が協同して取り組むべきである。

ひとつは、公益法人制度改革によって、公益法人数の増大や公益目的事業の拡大につながることでできたかどうかを検証材料となる。

まず、日本の場合、大きな課題として残されている「中小規模法人等への配慮」が「テーマ」として重要である。今般の改革で一部は取り入れられているものの、十分かどうか。依然として、全ての法人を同一基準で扱う方向性が引き続き残っているのではないかという視点が重要であ

る。日本の公益法人の大半が中小規模であることに鑑みると、このような方向性は引き続き見直すべきものであろう。当協会では米国の非営利法人制度の調査研究を行った結果を、「訪米調査ミッション報告書」としてとりまとめているが、海外法制調査を踏まえた検討も今後の課題となる。

また、新規公益認定数の増大も、検証材料になる。

「新しい資本主義」の目標の一つにはスタートアップ戦略等も含まれているが、公益法人の“スタートアップ”をスムーズにするための施策も必要である。制度全般についての見直しの問題か、それとも、公益法人制度の広報の問題（これには公益法人の自助努力を含む）か等今後とも検討をすすめたい。

### ① 公益法人会計基準の改定に対する要望

会計基準の改定に関する要望という意味では、当協会では、令和5年度公益法人の会計に関する諸問題の検討状況についての意見募集に対して、意見書を2024年6月25日に提出している。

詳細は当協会のホームページに掲載しており、また当協会の会報誌「公益法人7月号」に掲載しているので、ご覧いただきたい。

全体的な話として申し上げますと、今回の会計基準の変更に向けた検討案は、方向性は間違っていないと思うのだが、監督官庁としては、あまり自由度を高くしすぎて、不祥事が起きた時の問題になることをおそれ、規律を厳守して公益法人等に多大な負担が生じることにならないよう十分な配慮を要望している。公益法人側の財務諸表等の作成者にとって「中小規模法人等の負担軽減」の観点からの施策が望まれる。

また、情報の利用者の観点からは、様々なステークホルダーの中でも特に寄付者や将来の寄付者（すなわち市民全体）にとって、本当に知りたい情報・有用な情報かという点から掲載される情報の整理を要望している。

なお、今後の課題になると思われるが、会計基準においても「中小規模法人等」の検討を要望している。意見書でも触れているが、会計基準そのものを、一律にすべての法人に適用させるのではなく、例えば企業会計における「中小企業における会計要領」が定めるように、中小規模法人等向けの合理的で簡便な会計処理を検討いただきたい。

---

## ② これからの公益法人活動に期待するもの

公益法人活動に期待するものとは、目線を変えて言えば、公益法人側に何が期待されているかかということになる。

今般の制度改革に関連するところでは、自ら積極的に「情報公開」することになる。

公益法人にとって最も大事な規定は、公益認定法第1条にある。

「もって、公益の増進と活力ある社会の実現に資することを目的とする」ことにある。

この目的のため、公益法人では様々な活動を行っている。しかしながら、その活動やその存在自体が十分に知られているとは、残念ながら言い難い。公益法人が社会的な存在であることをもっと明らかにする必要があると考える。

したがって、これからの公益法人活動には、真っ先に情報公開がこれまで以上に求められる。これは、行政サイドから求められて対応するものではなく、公益法人自らが行うべきものである。

まずは、それぞれの公益法人が、それぞれの目的のためにどのような活動を行っているのか、どのような財政状態にあるのか、どのような意思決定の仕組みをとっているのか等、を知らしめることが不可欠である。

つまり、情報公開がガバナンスの基本である。情報公開の推進は、説明責任を果たす上で、また法人運営上でも重要である。法令で定められた情報公開にとどまらず、積極的に各種の情報を公開することがガバナンス上有効であり、世間一般からの理解や信用を得ることにつながる。

さらに、コンプライアンス（法令等遵守）経営は当然として、法令等以外のもので、それぞれの公益法人自らがふさわしいものを、「規範」や「行動基準」（Code コード）を文書化し、公開することも大変有効になる。

## ③ 公益法人の成長に関する公益法人協会の役割

当協会は、公益法人界唯一の中間支援組織であり、「民間公益活動推進センター」である。このため、公益法人・一般法人等非営利セクター組織の利益に繋がる諸施策、政策提言を行っている。公益法人・一般法人等の皆様の意見や要望に一層耳を傾けるとともに、非営利セクターのシンクタンクの機能を強化していくことで、国内外に有効な様々な提言を発信している。また、公益法人制度等（会計基準を含む）の普及啓発事業や支援・能力開発事業として、出版事業、WEB 事業、シンポジウム事業、国内外非営利組織連携、相談事業、セミナー事業等を行っている。

---

今般の制度改革に関しても、当協会に対しては、「様々な要望を取りまとめて行政庁と対話していただきたい」「今後公益法人における情報公開の好事例を紹介していただきたい」との要望があり、引き続き、皆様からのご意見やご要望をいただきたい。

今後とも、当協会としては、サステナブル（持続可能）な公益目的活動のために、そして、公益法人が自立して永続的に活動するために、当協会の存続意義があること自覚し、活動を続けて参りたい所存である。



公益法人の会計に関する研究会「令和5年度報告書」意見募集に関する意見書提出 公益法人協会 HP より <https://kohokyo.or.jp/non-profit/240625ikensyo/>



『公益法人』2024年7月号(通巻623号) 公益法人協会 HP より



## 意志ある寄付で社会を変える



公益財団法人パブリックリソース財団  
専務理事（代表理事）

岸本 幸子氏

東京生まれ。シンクタンク勤務、留学を経て、2000年パブリックリソースセンター（現組織の前身）、2013年現財団を創設。

寄付文化の刷新を目指し、個人や企業が社会貢献活動を行う際のコンサルティングや実施支援、NPOの寄付適格性評価、社会的活動のインパクト評価などに携わっている。共著に「日本の寄付を科学する―利他のアカデミア入門」「社会課題解決のための金融手法と実務：寄付・助成から革新的フィランソロピーへ」他。

---

パブリックリソース財団は、寄付者の持つ社会貢献の志を実現する器である「オリジナル基金<sup>®</sup>」の仕組みを創り、寄付者の志を大切にする財団として社会変革へ取り組んできました。金融機関や信託会社等との連携強化の仕組みや、日本の寄付文化の課題と公益法人制度改革へのお考えを岸本氏にお伺いしました。

---

### 日本初の全国版「パブリック財団（みんなの財団）」

日興：まずは、公益財団法人パブリックリソース財団の沿革についてお聞かせいただけますでしょうか。

岸本：私は1996年から1999年の間、アメリカの大学院に留学し、ノンプロフィットマネジメントを学ぶと同時に、ニューヨーク・コミュニティ・トラストという当時の全米最大のコミュニティ財団でインターンとして1年間働きました。そこでの経験に非常に感銘を受け、同じような組織を日本でも立ち上げたいと思い、2000年に帰国しました。

しかし、当時の公益法人制度には主務官庁制が残っており、設立に必要な基本財産なども分からない状況でした。そのため、多くの方々からアドバイスをいただきながら、まずNPO法人パブリックリソースセンターを創設し、リサーチに基づき新規事業を立ち上げる活動を開始いたしました。

日本で最初のオンライン寄付サイトの一つである「Give One（ギブワン）」(<https://giveone.net/>)やNPOのマネジメント支援、社会的責任投資（SRI）のための日本で最初の評価機関としての活動を開始しました。活動を通じ、日本における寄付をめぐる状況の把握や、寄付先として適切な団体とのネットワーク形成など、情報の蓄積を続けていたのです。

転機となったのは、2011年の東日本大震災でした。3月11日の発災直後から日系アメリカ

---

人の方々が全米でファンドレイジングを展開され、集めた寄付金の受け皿となる組織を探して、私どもに連絡をいただきました。被災地の復興に多額の寄付金を使う際に、一度資金をプールし、復興のステージに応じて段階的に使用することが有効であると、日系アメリカ人のリーダーの方が認識されていたからです。すぐ寄付金の受け入れに関する合意ができ、お預かりすることとなりました。

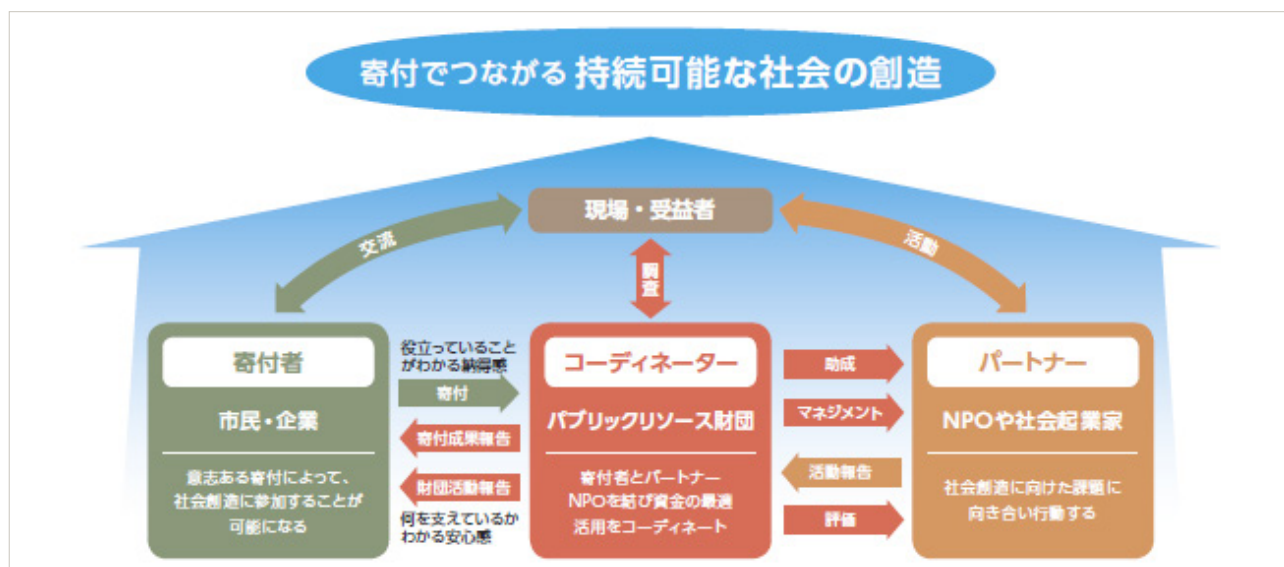
NPO 法人格は社団法人をベースとしていることから、多額の寄付金を預かり活用する法人格としては最適とはいえないのではないかという議論が内部で起こりました。また、2008年の公益法人制度改革によって主務官庁制が廃止され、第三者の認定委員会による認定が明確化され、基本財産の要件が300万円であることが分かっていました。これらの要因が重なり、2013年に認可を受け、公益財団法人パブリックリソース財団（PRF）を設立し、全ての事業を移管しました。



オンライン寄付サイト Give One（ギブワン）HP PRF HP より

## よりよい社会の創造

日興：PRFのミッションについて伺えますでしょうか。



パブリックリソース財団の事業構造 PRF 提供

岸本：ミッションは、「意志ある寄付で社会を変える」ことです。誰の心の中にもある、「誰かの力になりたい」という思いを実現することによって、より良い社会を創ることを目指しています。ビジョンは、誰もがもてるものの1%を、社会の前進のために使える社会を実現したいと考えています。現在の日本では高齢化が進み、資産がシニア層に集中しており、相続による資産の世代間移転は年間60兆円に上るとの推定もあります。このうちの1%でもソーシャルセクターに移転させることが、子どもたちが笑顔でいられる社会をつくる上で必要だと考えています。そのような「意志ある寄付で社会を変える」というミッションに基づき、大切にしている価値は三つあります。

一つ目は、寄付者の思いに耳を傾け、志を尊重するという寄付者起点です。2008年の公益法人制度改革を受け、全国でいくつかの市民ファンドや市民コミュニティ財団が設立されました。これらの設立は、当時の民主党政権によって「新しい公共」政策の事業費を活用して立ち上げられたものが多く、NPOの活動基盤や財政基盤が弱いことを支えるために、寄付で活動を応援するファンドレイジングの側面が強いと私はみています。弊財団では、寄付する寄付者が顧客、寄付を活用して社会をより良くするNPOや社会起業家はパートナーと位置付けています。寄付者、一人一人の市民あるいは企業が持っている社会貢献の志を実現するお手伝いをしたいというのが私どもの掲げている大切な価値です。

二つ目は、寄付で本当にインパクトを与えるためにどうすればよいのか、真剣に考えることです。私は、寄付の役割を、社会の周縁から始まる変化・変革を応援することにあると考えています。社会全体で認識が高まり、政府も政策を施し資金提供をし、行政機関も取り組んでい

るような事案に追加の資金投入をしても、寄付者の手ごたえという観点で投資対効果があまり期待できないのではないのでしょうか。私どもはまだ光が当たっていない領域で発生する新たな声に着目して、最も適切な寄付の使途を提案していきたいと考えています。

三つ目は、寄付による社会課題の解決や新たな価値創造の実現です。単に募金箱に寄付を入れるだけではなく、その先に何が起きたかということ意識していただけるような Impact Giving を大切にしています。

### 四つの力を持つ財団

日興：PRF の特長について伺えますでしょうか。

岸本：現在は、様々な団体が寄付の仲介組織としての役割を担っていますが、私どもの特長は四つあると思います。

一つ目は、目利き力です。20年以上にわたって NPO の組織診断手法を開発してきました。ガバナンスに問題がないか、寄付者が手ごたえを感じられるインパクトが出せるのかという問いに回答できる力があります。

二つ目は、プログラムの構築力です。寄付者の考えや志を実現する上で、独自のプログラムを提案します。社会で課題を抱えている方々のニーズを踏まえ、政府の政策・制度の動向、企業や NPO などの活動状況を調査して、寄付を最も効果的に活用する方法を提案することに、特に力を入れて取り組んでいます。

三つ目は、資金提供をして終わりではなく、グラント（助成金）を出した団体が資金を効果的に活用して、寄付の効果を最大化するように伴走支援を行います。

四つ目は、幅広い社会課題に対応できることです。例えば、コロナ禍の際は、NPO に限らず、飲食店やエンターテインメント事業者などの営利法人、大学や病院などの大規模非営利法人など様々な業態から相談を受けました。そのような幅広い社会課題、法人に対して柔軟に対応できる力があります。

### 多様なニーズに応え「安心してできる寄付」を実現

日興：重点事業について伺えますでしょうか。

岸本：現在は、年間 5 億から 10 億の寄付を受け入れて、活用する活動を行っています。一番

---

の重点事業は、「オリジナル基金<sup>®</sup>」の創設と運営です。新規に財団の設立や公益信託の設定するのと同様の機能を、より迅速、効果的、柔軟に達成することができます。不動産や有価証券を含む、すべてのご寄付は税制優遇の対象になり税額控除も可能です。基金の創設は個人の方も法人の方も可能で、ご希望の名称を付けることや、複数年にわたるプログラム設計も可能です。

団体選択型と企画公募型の二つの形があり、企画公募型の場合は、希望される支援分野をリサーチし、最終受益者の声や政策動向、企業、NPOの動向から、助成金だけでなく、奨学金や懸賞事業等、最良のプログラムを策定します。助成金の場合は、団体を公募して、第三者委員会による審査を経て決定した支援先団体に助成を行うという形式です。また、三番目の共感基金と呼んでいるもののように、最初にお一人の方が創設し、それに興味を持った人々が参加できる形式のものもあります（表1）。

種類	No.	基金のテーマ
個人基金	1	遺贈・相続財産からのご寄付によって創設された基金
	2	さまざまな寄付者の想いを形にし、社会貢献を実現する基金
	3	寄付者の志に共感した方からのご寄付を受け付ける基金（共感基金）
企業基金	4	企業寄付や企業連携によって創設された基金
テーマ基金	5	志を同じくした支援者とともに、テーマを決め皆で作る基金

（表1）設置している主な基金（2023年3月末現在全41基金） PRF 提供

現在はほとんどの基金は、単年度あるいは複数年にわたって寄付を使い切る「パススルー型」基金です。受け入れた寄付金を運用して、運用益を助成等に使うものは、現在は2基金だけですが、今後は増える見込みです。みなし譲渡課税を回避する租税特別措置法40条（承認特例）を適用して受け入れた基金もあります（事例1「じゅんき教育基金」）。この特例措置は、不動産だけでなく、株式も受け入れ可能です。日本人、特に団塊の世代は、これまで不動産という形で資産をつくってきました。現在は、不動産が負動産になる事態、あるいは空き家率が全国平均で15%を超える状況になってきているため、社会のリソースとして循環させたいと考えています。

助成先の分野としては、7人に1人の子どもが貧困という数字が出て以降、子どもの問題への関心が高く、助成先の64.5%が子ども教育分野です。他に、女性や医療など、幅広い分野にわたっています（表2）。

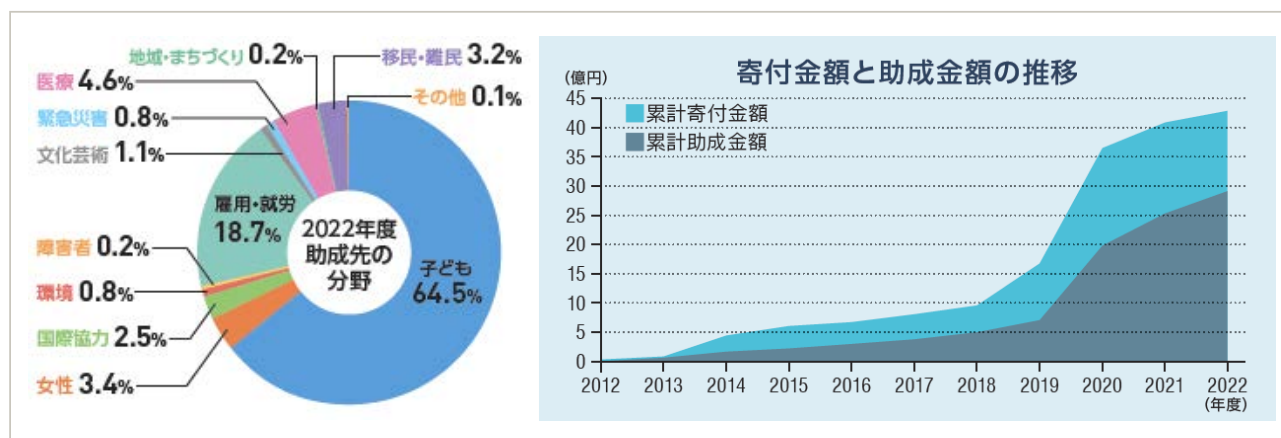
## じゅんき教育基金 不動産寄付により有価証券で運用する永続型基金

じゅんき教育基金は、相続財産によって創設されたオリジナル基金で、亡くなられたご家族のご遺志に沿って、困難を抱える子どもの教育支援を行うことを目的にNPO等に資金助成をしています。当基金の寄付者からは現金ではなく、不動産によりご寄付いただきました。租税特別措置法40条(承認特例)を適用して受け入れたもので、弊財団でも初めての試みとなりました。受け入れた不動産は有価証券(約800万円相当)にして基金に組み入れ、その運用益を現金化して、上記の公益目的事業に活用しています。2021年度は十分な運用益を確保でき、元金の約2.5%に当たる20万円を助成金として交付しました。



助成金額 ……………200,000円  
 助成対象団体数 ……1団体(Give One審査済み団体から選定)  
 助成対象団体名  
 ● 認定NPO法人キッズドア(東京都)

(事例1) 不動産寄付による個人基金の例：じゅんき教育基金 PRF 提供



左：(表2) 寄付金からの助成先分野、  
 右：寄付金額と助成金額の推移(2023年3月31日現在) PRF 提供

データベースを活用して的確な寄付先の選定を可能に

日興：「寄付適格認証団体データベース」について伺えますでしょうか。

岸本：寄付に関するご要望が増える一方で、どこに寄付したらいいかわからない、あるいは寄付の用途について不安があるという声が多いです。そのため、信頼でき、社会的インパクトを出せる寄付適格性のある団体やプロジェクトのデータベースを構築しています。

組織審査委員会とプロジェクト審査委員会の二段階の審査によって認証登録を決定します。掲載されている認証団体数は230団体(2022年度末)であり、寄付プロジェクト数は283プロジェクト(常時変動)です。SDGsのそれぞれのカテゴリーを満たすような団体が認証されています(表3)。



(表3) 寄付適格認証団体とSDGs カテゴリー PRF 提供

## 「オリジナル基金<sup>®</sup>」の今後の展開

日興：事業計画によると、「オリジナル基金<sup>®</sup>」では団体選択型を増やしていくとありますが、寄付適格認証団体データベースの拡充と連動しているのでしょうか。

岸本：一人一人の寄付者に沿って基金を作ることも行いますが、今後はより簡単な方法として、寄付適格認証団体データベースを充実させて、その中からお選びいただくという、団体選択型を提案していきたいと考えています。実際に、データベースの中から、寄付者のお考えに沿った団体を選び、寄付してきた例もあります（事例2）。

### 高山弘子基金 恵まれない子どもたちのために

高山弘子基金は、遺贈によって創設されたオリジナル基金です。生前、高山弘子様は「今日、私があるのは戦争で食糧難のときに、近隣の農家の方々から大切な食料を分けて頂いて生き延びることができたから」と自らの子ども時代を振り返り、その恩返しのために同基金を役立てたいと遺言に残されました。当基金は、故人の生前の遺志に基づき、「恵まれない環境を余儀なくされた子どもたちに役立てる」ことを目的に、貧困によりさまざまな困難を抱えている子どもやその家庭を支援する団体に継続的な資金助成を行っています。

- 助成金額 …… 10,000,000円
- 1団体あたりの助成金 …… 500,000円
- 助成団体数 …… 20団体 (Give One審査済み団体から選定)
- 助成対象団体名
- 認定NPO法人グッドネーバーズ・ジャパン
- 認定NPO法人フードバンク山梨
- NPO法人いるか
- NPO法人ビーンズふくしま
- NPO法人キッズドア
- NPO法人Learning for All
- 認定NPO法人女性と子ども支援センター ウィメンズネット・こうべ
- 認定NPO法人越谷らご
- 認定NPO法人フローレンス
- NPO法人ピアサポートネットしづや
- NPO法人フェアスタートサポート
- NPO法人ブリッジフォースマイル
- 認定NPO法人SOS子どもの村JAPAN
- NPO法人リトルワンス
- 一般社団法人やまがた福わたし
- NPO法人ユースコミュニティ
- NPO法人Giving Tree
- 一般社団法人ちるる
- NPO法人秋田たすけあいネットあゆむ
- 認定NPO法人3keys

(事例2) 遺贈による個人基金の例：高山弘子基金 PRF 提供

## 日本型寄付文化への挑戦

日興：「ドナー・アドバイズド・ファンド (DAF)」について伺えますでしょうか。

岸本：DAFはニューヨーク・コミュニティ・トラストで始まった寄付の仕組みです。1980年代から、コミュニティ財団のような非営利組織だけでなく、金融機関が顧客に寄付を促し、そのお金を運用しながら寄付をする仕組みが始まりました。

フィデリティ・インベストメンツが嚆矢となって、顧客に寄付のアカウントを開設するように勧めました。社会貢献のためのお財布であり、スポンサー団体であるニューヨーク・コミュニティ・トラストなどの財団が受け皿になって、一度そのアカウントに寄付することで、税制面での優遇措置を受けることができます。アカウントは財団に帰属しているので運用益に対する課税措置も免れることができます。運用が成功すれば、お財布は大きくなり、増やしながら寄付をすることができます。この仕組みは全米のコミュニティ財団や金融機関が提案しており、運用方法もインパクト投資やSRIスクリーニングなどが行われています。

私どもは寄付確認証団体のデータベースを持っているので、DAFの寄付の仕組みを実現するのに最も近い位置にいると考えています。

### 新しい共助の仕組み

日興：「Original Giving Site」を強化されるということでしょうか。

岸本：「オリジナル基金<sup>®</sup>」の設立だけでなく、もう少し寄付の裾野を広げることができないかと思いました。そこで考えたのが、企業が役職員やそのお客さまに社会を変えるような寄付を共に行うことを呼びかける、「Original Giving Site」という仕組みです。

これまでの職場募金は、同調圧力や寄付先選定の基準があいまいであるなど、社会課題解決のニュアンスが弱いところがありました。企業が自らのパーパスに沿って社会課題解決のためのプラットフォームを構築し、ステークホルダーに共に募金をよびかけることなので、これをコーポレート・アクション募金と名付けました。

### 公益法人制度改革について

日興：今回の公益法人制度改革についてもお聞かせいただけますでしょうか。

岸本：収支相償原則の緩和に注目しています。運営者/経営者として、財団を成長させる姿勢をもっていますが、これまでは収支相償の原則によって、公益法人には成長という概念がありませんでした。むしろ成長してはいけないという前提があるように感じてきました。経営の安



---

定という部分もありますが、それ以上に成長させていくのになじまない制度であったのが、今回緩和されることを歓迎しています。

もう一つは変更認定申請が柔軟にできるようになることを期待しています。例えば、寄付で基金を創設し融資することは、私どもの定款上は可能ですが、公益認定を受けていません。公益認定は助成財団として取得していますので、この点を変える必要があります。篤志家の中には、助成ではなく融資で活用できるなら寄付したいという意向を持つ方もあります。このような変更認定に対して、柔軟に対応していただけることは非常に重要な事柄です。

公益信託の改正にどのように対応するかについても、研究をしています。2年後に向けて注目し、どのように対応していくかを検討している段階です。

### 金融機関や信託会社との連携強化の可能性

日興：受託する側にもノウハウが必要になりますね。

岸本：そうですね。現在は、投資によって財を成した資産家の方々が所有する様々な株式から得られる収益を一元化するというサービスを信託会社で提供されていますが、これを社会貢献の観点から展開する可能性もあるかもしれません。

例えば、銀行や証券会社、信託会社などが公益信託から手数料を取って提供するというビジネスモデルを考えた場合、技術的な要件は二つあります。一つは管理的な機能であり、もう一つは技術的な要件です。技術的な要件には、社会的な要素も含まれると思います。お金の管理はできるが、それを効果的に公益に活用するノウハウが不足している場合に、私どもが共同受託や協力関係を検討することが考えられます。また、私どもが信託管理人の立場になる方法もあります。現在でも、私どもの基金では、寄付者が特定の団体に寄付したいという希望を受けることがあります。その場合、大きな寄付額になるため、寄付の用途を厳格に監査する役割を果たしています。同様の役割を公益信託の重要なステークホルダーである信託管理人として果たすことも考えられます。ただし、このような話になると、全て新しい事業になることから、変更申請を出す必要が出てきます。そのため、このような申請に柔軟に対応して欲しいと願っています。また、税制面においても、寄付税制には改善の余地があると考えているため、そのような要望も提出したいと考えています。

日興：ありがとうございました。

## 100年財団のチャレンジ



公益財団法人原田積善会  
理事長

稲垣 裕志氏

1974年京都大学法学部卒業後、1979年米国ノースウェスタン大学ケロッグ経営大学院修士課程修了（MBA）。1974～2008年株式会社日本債券信用銀行（現あおぞら銀行）にて国際部門・企画部門を経て、取締役専務執行役員。2010～2014年独立行政法人国立病院機構常勤理事。2015年より公益財団法人原田積善会にて顧問・専務理事を経て、2019年より公益財団法人原田積善会理事長に就任、現在に至る。

原田積善会は、創設者の原田二郎が社会福祉に貢献すべく自らの全財産を投じて設立した財団です。大きく変化する時代の中で、日本全国を対象とした多様な助成事業に取り組んできました。次の100年に残る助成財団を目指して、今後の資金調達課題と公益法人制度改革へのお考えを稲垣氏にお伺いしました。

### ユニークな助成財団

日興：まずは、公益財団法人原田積善会の沿革についてお聞かせいただけますでしょうか。

稲垣：当会は、今年で創設104年を迎えます。100年を超える歴史の中で、社会福祉協議会や共同募金会等のご協力も得て、日本全国を対象に助成活動を行ってきました。特定の企業にも属さず、支援も一切受けない独立したユニークな助成財団です。近年は、休眠預金事業を行いました。その資金を除けば、創設者の出資金の運用益のみを原資として助成事業を運営してきました。

創設者の原田二郎は、1849年に三重県松阪市（紀州藩）で下級藩士の家に生まれました。上京後、1875年に大蔵省に入省しました。1879年には、横浜の第七十四銀行の頭取に就任しました。辞職後、井上馨の要請に応じて大阪の鴻池家の財政を立て直し、鴻池銀行（後の三和銀行）を再建しました。このような経緯から、井上馨や大隈重信など当時の政財界の重鎮からの信用を受け、鴻池家からは「連家（親族）」として遇され感謝されましたが、1919年に志の実現のため引退しました。

1920年、善行を積み重ねた家には必ず良いことが起こるといふ父の教え<sup>1</sup>のもと、全財産である1020万円（現在の150億円）を投じて、原田積善会を設立しました。数年後には2000万

1 古代中国の書『易経』の中にある「積善之家必有余慶（積善の家には必ず余慶あり）から。

円を上回る金額（現在の300億円）になり「原田財閥」が実現しても不思議ではないほど莫大な資産でした。当時これほどの規模で設立された財団は、当会が初めてでした。

設立理念は国民中産階級の救済です。当時、明治維新の中で初めて市民社会が生まれ、サラリーマンや官吏、警察官などの人々が出てきました。これが国民中産階級です。しかし、健康保険などの公的セーフティネットが存在しなかったため、病気にかかれば困窮してしまうのが当たり前のような時代でした。それでは国が立ち行かないということで、福祉というよりも、国家を何とかしたいという思いがあったようです。原田が自らの考えを起草した「設立趣意書」は、日本の社会福祉史を飾るものだと考えています。

また、原田は莫大な資産の運用を3500年先まで予想した「三千五百年積立表」を作成しました。資産を年利5%程度で運用し、利息のうち4割を助成金として活用し、残りの6割を元本に繰り入れて複利で運用した場合の毎年の元利合計額を記載した表です。当時はコンピュータもないため、そろばんを横に並べて計算したのだと思います。戦後のインフレで頓挫してしまいましたが、原田二郎というのは、緻密な人間だったということが分かります。

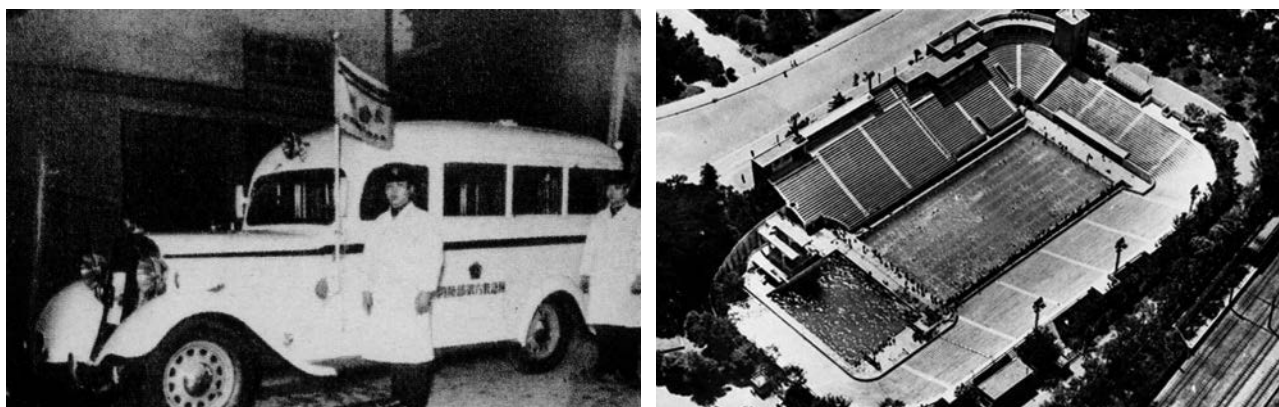
## 戦前の多彩な助成活動

日興：戦前の助成について伺えますでしょうか。

稲垣：戦前と戦後を比較すると、戦前は1920年から45年のわずか25年ですが、助成件数、総助成額は戦後よりはるかに大きいものでした（表1）。ピーク時の1944年には正味財産は時価500億円であり、一時は米国のロックフェラーやカーネギーなどをしのぐような大型財団でした。

戦後(1946年-2023年)		戦前(1920年-1945年)	
社会福祉助成を中核		大型・多目的助成財団	
総助成件数	2,372件	総助成件数	7,098件
総助成額	約19億円	総助成額(時価)	約305億円
社会福祉・厚生	70-80%	社会福祉・厚生(中産階級)	37%
学芸技術	10%	学芸技術	15%
災害支援	10%	救済	15%
松阪案件	10%	国民精神(神社等)	10%
		軍事(含む遺族)	9%

(表1) 戦後と戦前の助成比較 原田積善会提供

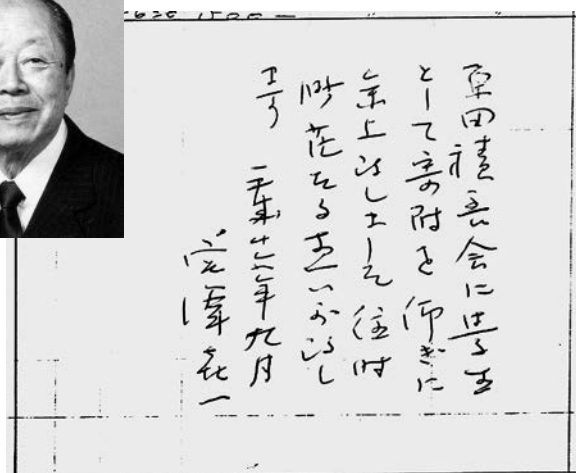


写真左：米国製救急車を寄付、写真右：神宮外苑プール 原田積善会提供

戦前の助成で注目されるものが三つあります。一つ目は日本初の救急車です。1935年頃、東京では自動車が増え、交通事故が多発していました。積善会に來会した警視總監から、救急車の寄付を希望されたため、米国製救急車6台を輸入して寄贈しました。翌年、警視庁消防部が発足しました。これが日本の救急業務の始まりであり、今でも消防記念館にはその経緯が記載されています。

二つ目は1931年にオープンした明治神宮外苑プールです。1930年から5年賦で建設費を寄付しました。1940年に予定された東京オリンピックに備えた国際規格のプールであり、戦後、「フジヤマのトビウオ」と呼ばれた古橋廣之進らが世界記録を連発するなど、水泳日本の象徴でした。

三つ目は日米学生会議です。1940年、当時東大生だった宮澤喜一氏が日本で開催する第7回日米学生会議の寄付依頼に來会しました。2004年に当時の理事長の求めに応じて、当時の訪問記録に「往時渺茫（びょうぼう）たる想い」と感想を書き記したものがあります。



寄付記録に記した宮澤氏の感想  
原田積善会提供

## 二度の危機を乗り越える

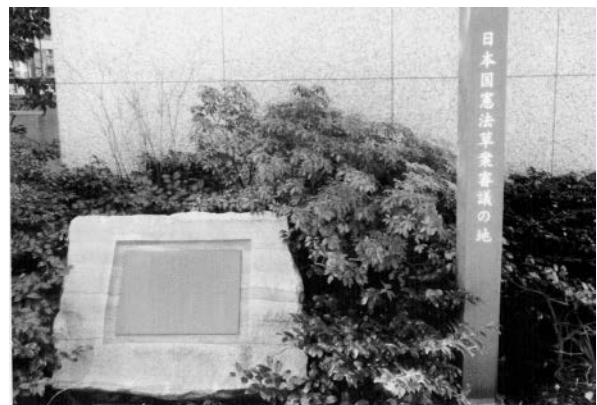
日興：戦後の危機についても伺えますでしょうか。

稲垣：第一の危機は、戦後の超インフレで財産が激減したことです。もともと運用資産の有価証券部分は主に高い利回りの外貨債で運用していたのですが、「敵国の英米貨債券を保持することは、けしからん」という不合理な理由によって、政府の命令で、1943年に円貨の国債に切り替えせざるを得なかったという不運がありました。また、創設時に収益の6割を内部留保に回すという方針は、この頃までに1割を内部留保に回すところまで縮小を余儀なくされました。戦後、国債の価値が減少し、財産のほとんどを失ったのですが、当時の役員が賢明な判断を下し、残りの保有国債を全て売却し、株式に転投しました。ただし、まさに海のものとも山のものとも分からない状態の日本企業の株式でしたが、その決断で何とか危機を乗り越えました。

また、麻布市兵衛町（六本木）に本部事務所として立派な土地建物を保有していましたが、戦後は当時の外務大臣であった吉田茂に外務大臣公邸として賃貸提供しました。その場所にGHQが新憲法の草案（マッカーサー案）を持ってきたという歴史的な出来事があり、現在では「日本国憲法草案審議の地」と刻まれた石碑が建っています。1960年に、その本部の土地建物を売却すると決め資産を増やすことで、何とか生き残りました。

第二の危機は、バブル崩壊により株価が暴落し、配当収入が低下したことです。1999年に外債への投資を再開したことや、1996年には新本部の建物（世田谷区等々力）に賃貸アパートを併設したことで不動産収入を確保したことで、危機を乗り切ってきました。

そして、2008年に「公益法人制度改革関連三法」が施行されたことにより、2011年に公益財団法人として発足しました。



写真左：戦前の原田積善会の麻布市兵衛町・原田邸、  
写真右：「日本国憲法草案審議の地」と刻まれた石碑 原田積善会提供

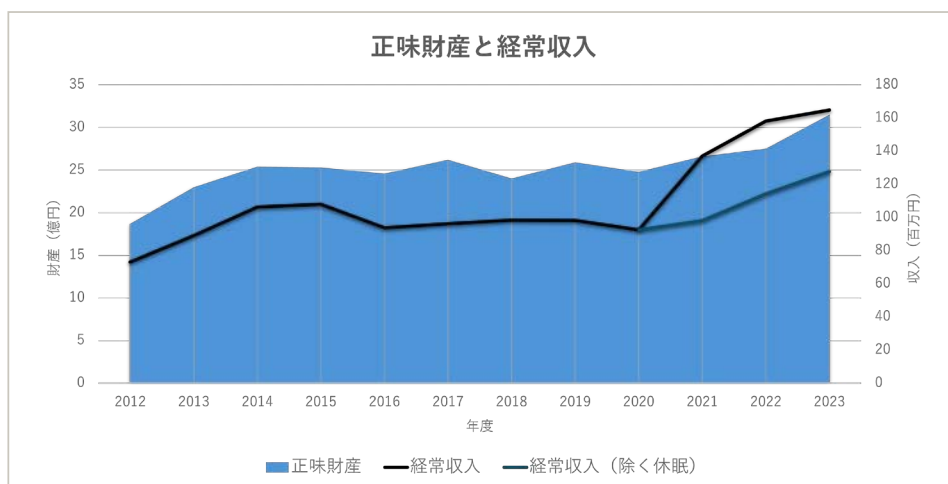
### 三つのチャレンジ

日興：現状認識と具体的な取組みについて伺えますでしょうか。

稲垣：現在は、第三の危機だと考えています。運用環境は長らく超低金利の状況が続き、困難な時期でしたが、ようやく転換点に差し掛かったと言えます。ただし、環境は急激に変化しているため、今後、財団の運営に大敵と言えるインフレの懸念が高まっている時代だと思います。ネット社会におけるクラウドファンディングなどを通じて助成団体中抜きという事象もあり、まさに、助成団体の存在意義が問われているのではないかと思います。また、令和の公益法人改革が話題になっていますが、法人の判断で社会課題への機動的な取組を可能にするという改革の趣旨に照らして、改革の結論には正直なところ失望感を抱いています。

そのような中で、チャレンジの一つ目は、安定的な資産運用という原点に立ち戻って、きちんと取り組む必要があります。二つ目は、社会課題の解決力の強化です。クラウドファンディングなど直接お金を得られる手段が広がっている中で、助成団体にどのような存在意義があるのかを考える必要があります。そして三つ目が、資金調達ソースの拡充です。安定的な資産運用に努力をしていますが、とは言えリスクのある金融市場に頼っているため、それ以外の資金調達投資が欲しいです。

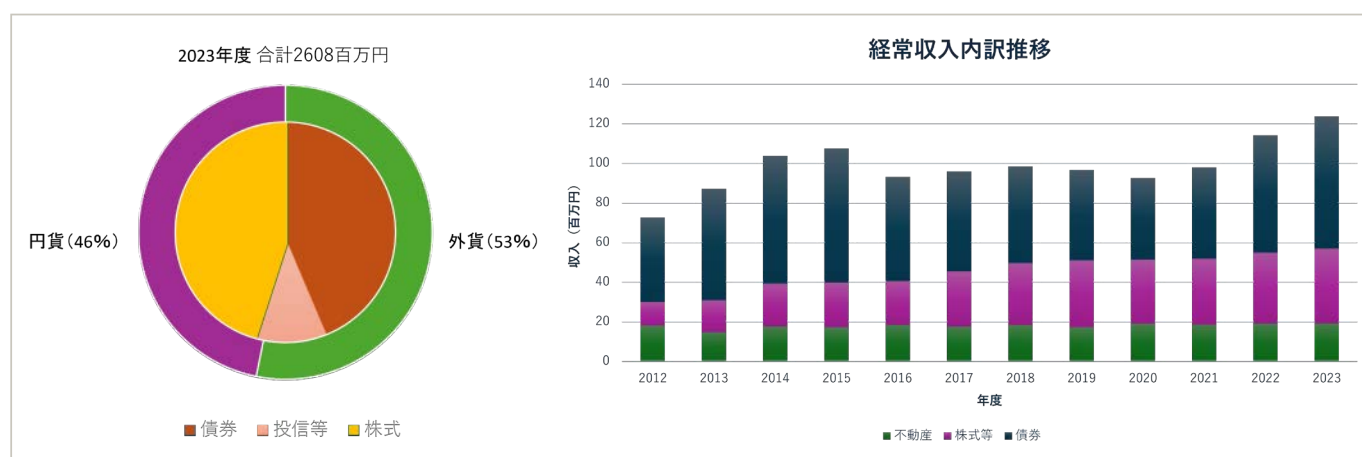
まず、チャレンジの一つ目に関連して、改めて当会の強みは何かということを考えると、独立系で自前の財源があるため、迅速で柔軟な助成の決定が可能です。また、リスク分散して金融商品を運用し、安定的な助成財源を確保できています。さらに、日本全国を対象に活動できる確立されたネットワークにより助成案件が創出されます。少人数による効率経営を行い、評議員や理事会には優れた人材を招聘することで、ガバナンスコンプライアンスを遵守していると言えます。



(表2) 安定的な財務状況  
原田積善会提供

安定的な財務状況という意味では、表2の正味財産の部分で示される濃いブルーの背景の箇所に若干の浮き沈みが見られますが、全体的には徐々に増加しています。さらに、経常収入は2020年以降、折れ線が二つに分かれており、上側の線は休眠預金からの助成を含んだ経常収入として増加しています。

収入源は、金融収益（株式・債券）と不動産収入に分散しています。株式は円貨を、債券は外貨を中心に運用しつつ、金現物の継続購入や米国の私募リートなども少額ですが保有しています（表3）。株式の配当金も様々な理由で増えてきています。債券はほとんどが外国債券のため、為替変動リスクを受けて円高の期間は落ちていますが、最近は円安で潤っています。また、金融資産以外で不動産の賃貸収入が安定した底支えになっています。（表4）



左：(表3) リスク分散、右：(表4) 分散された収入 原田積善会提供

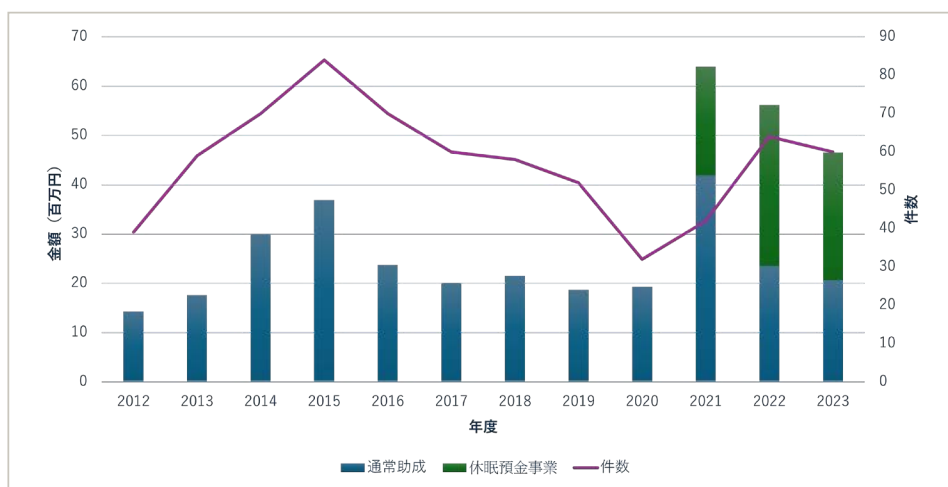
リスク管理を徹底するために、積極的なマーケット情報の収集、定期的な債券格付の確認や、日銀や財務省出身者などの金融市場に詳しい方々を交えて金融政策に関する勉強会などを行っています。さらに、2年前から特定費用準備資金制度を利用して為替リスクへの備えとして5年間で上限5000万円のリスク対策準備資金の積み立てを行っています。昨年度末で3000万円積み立てを行いました。ただし、この制度は、根拠や上限、期間など条件が厳しく使い勝手が悪いという認識を持っております。

チャレンジの二つ目の社会課題解決力の強化は、例えばネットワーキングやプログラムオフィサーの養成を行っています。助成先などのネットワークを活用して、創設以来時価にすると300億円を超える、直近20年間では3億4400万円の助成を行ってきました。長期的、継続的な支援先は、日本学士院や東京消防庁、それから児童養護施設や保育園などの施設を持つ興望館・大阪水上隣保館などがあります。

100周年記念助成では、当会の寄付が救急業務の出発点ということもあり、東京消防庁向けに救急車を、創設者の出身地である松阪市の子ども支援センターには、障がい児や外国人のためのICT機器（タブレット）を寄付しました。松阪市による原田二郎奨学金は100周年を記念してリニューアルして設置されました。同市には当会の理事が常在しており、地域と連携して様々な地域創生や文化活動を行っています。

私どもの強みとして、民間の公益活動として行政の手の届かないニッチなニーズを捉えるようにしています。戦後、ずっと重点を置いてきた高齢者への福祉支援は充実してきたため、今は児童や障がい者など若者支援に取り組んでいます。また、ホームページなどで、助成案件を直接集めています。案件に随時対応をしているため、助成決定の迅速性は非常に評価いただいています。

助成活動の推移は結構波があります（表5）。2016年辺りは、円高の影響を受けています。2017年から2020年にかけては100周年準備資金への積み立てを優先した結果、通常の助成がやや減少しました。2021年からは休眠預金事業が加わり、相当活発になっています。



(表5) 助成活動の推移  
原田積善会提供

## 休眠預金を活用した事業

日興：こどもホスピスについて伺えますでしょうか。

稲垣：二つ目のチャレンジの社会課題へのさらなる挑戦と考え取り組んだ休眠預金事業の2020年度枠「希望を未来にこどもホスピスプロジェクト」が、2024年3月に終了したところです。1億3835万円の事業規模で、事業期間は3年です。公募と選考委員会による選定を経て五つの実行団体を選び、それに対して非資金的伴走支援を行いました。知見を持ったプログラムオ



ファイサーが連携、協力し、全国子どもホスピス支援協議会という全国組織を立ち上げました。また、応援する国会議員連盟も発足しました。子どもホスピスと言っても伝わりづらいため、コンセプトペーパーも作成しました。

休眠預金が起爆剤、シードマネーとしての役割は非常に大きかったと考えています。通常の助成は人件費を出してくれるところは少ないのですが、その支援があったことが、実行団体の経営基盤づくりに非常に役立ったと思います。しかし、子どもホスピスを設立するには5億円単位で考える必要があり、運営には毎年1億円がかかります。それを考えると休眠預金の支援はもっと大きなものを期待したいです。また、国民の資産を使うという休眠預金の趣旨は理解しますが、報告事項が多く事務負担が相当なもので間に立つ資金分配団体には負担でした。

このような背景があり、三つ目のチャレンジとしての外部財源の確保は重要なことだと考えています。休眠預金事業には様々なメリット、デメリットがありますが、プロジェクトベースであり、1件完了したらまた次に応募しなければなりません。そのため、安定的な財源とするには、応募を継続することが必要ですが、応募行為が自己目的化することは避けたいです。

## 公益法人制度改革について

日興：公益法人の制度改革について伺えますでしょうか。

稲垣：出発点は、岸田首相の新しい資本主義という種から出てきて、経団連が旗を振って始まったと理解しています。「財務規律の柔軟化・明確化」、「行政手続きの簡素化・合理化」、「自律的なガバナンスの充実、透明化の向上」と、三つの項目を旗印にしていることは妥当であったと思っています。

今回の改革の眼目である財務規律の柔軟化・明確化として、収支相償原則を単年度でなく中期的な均衡と法文上明確化し、名称変更された使途不特定財産規制についても中期的に視るように見直しされたことは前進でしょう。しかし、使途不特定財産の上限が（5年平均としても）公益事業費の1年分という根本は変わらず、相変わらず内部留保という概念には否定的なままと受け取っています。世の中は常に変動しているため、様々なリスクに対応するために法人が



「日本の子どもホスピス」  
コンセプトペーパー  
原田積善会 HP より

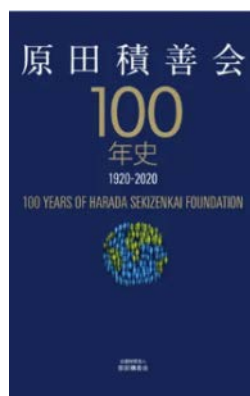
内部留保を貯めて強くなることは必要なことです。当会も、金融市場に依存しており、当会の歴史が示す通り大きなショックがいつ来るか分かりません。内部留保はそのような不測の事態に備えて法人が倒れないために必要であり、また法人が財務的に成長することでより大きな社会課題への取組が可能になります。ですから、内部留保の充実、公益法人に与えられた非課税の恩典とは別次元の問題と感じます。当会では時代の要請で内部留保に回す割合は縮小しましたが、それでも2008年の公益法人改革で収支相償の原則が導入されるまで、毎年の収益の最低でも1割は内部留保として確保することと定めていました。諸外国でも、公益法人に内部留保を充実しろと言われることはあっても、増やすなという話は聞いたことがありません。

「公益充実資金」を設けて収支相償の計算上費用計上を認めることや、「公益目的事業継続予備財産」の制度を設けて「災害等の予見し難い事由が発生した場合においても公益目的事業継続予備財産」とし使途不特定財産の算定から除外することで、規制の柔軟化・弾力化が行われるということですので、これらが、今後、府令などで定める実務の上で「社会課題への柔軟な取組を可能にする使い勝手のよい制度となる」ことを期待しています。

当会としては、公益充実資金に、資産運用の市場リスク対策目的を、現行の特定費用準備資金の要件を大幅に緩和して認めること、及び公益目的事業継続予備財産として金融市場の危機的状況に対応するための一定の財産保有が可能となることを希望しています。また、公益目的事業継続予備財産は、公益目的事業の継続ということに限定していますが、実際問題として法人は公益事業を支える目的で収益事業、法人運営も行っており、災害などでそれが継続できない場合、公益目的事業だけ継続するのは困難だという感想をもちます。やはり根本的な解決は、非課税の恩典という観点と切り離して、公益法人にも法人として内部留保の充実を求めていくことだと信じます。

なお、法改正に合わせて公益法人会計基準の全面改訂が予定されているようなので、会計基準が独り歩きして公益法人の経営を締め付けることのないよう、整合性ある改定を望んでいます。

日興：ありがとうございました。



原田積善会 100年史  
令和2年11月30日発行  
原田積善会 HP より

## SDGs に取り組む団体のご紹介

---

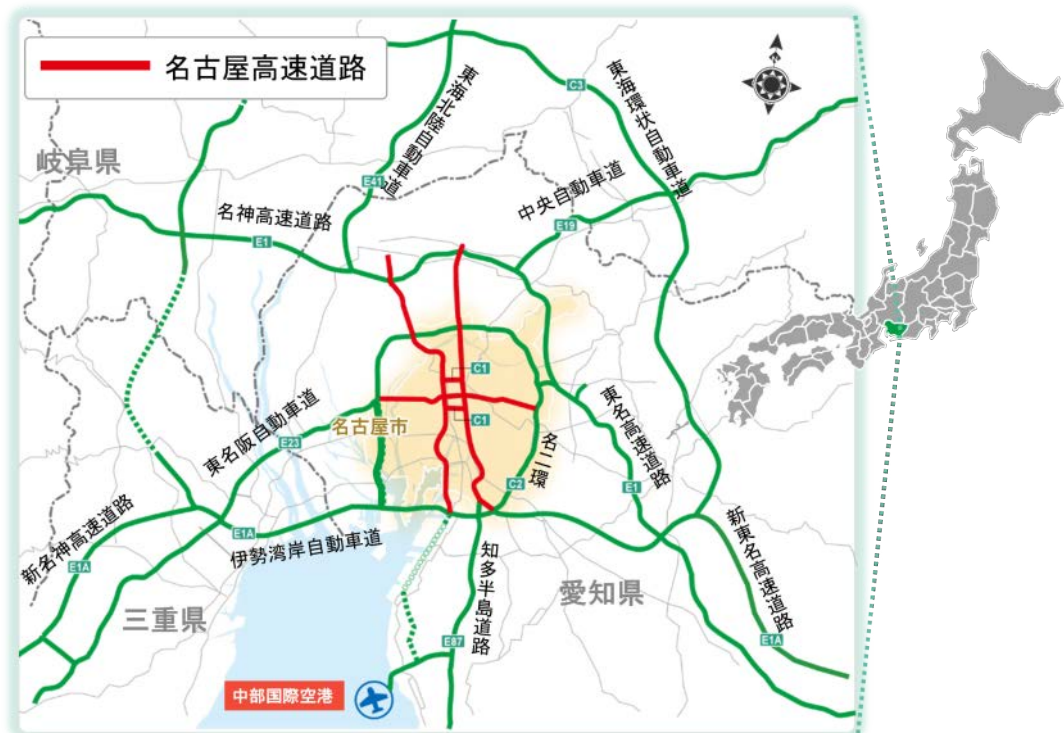
名古屋高速道路公社—————36

# SDGs に取り組む団体のご紹介 第 9 回









## 名古屋高速道路公社 ～名古屋都市圏を支えるインフラ～

名古屋高速道路公社は、地方道路公社法に基づく全国第1号の道路公社として、1970年に愛知県・名古屋市により設立された特別法人であり、名古屋市及びその周辺地域において、都市高速道路である名古屋高速道路の建設・管理を行っています。

開通延長	81.2 km
日平均通行台数 (2023年度)	27万5千台
料金収入 (2023年度)	699億円



今年が最終年になる中期経営計画（2022年-2024年）とSDGsの各ゴールとのつながりを明確にし、以下の4つの重点施策を推進する事で、SDGsの達成に貢献していきます。

1	<b>ネットワークの充実</b> 都心アクセス関連事業の推進 - リニア中央新幹線の開業を見据え、名古屋駅等とのアクセス向上 名岐道路の事業化 - 名古屋と岐阜を最短経路で結び、名神高速道の渋滞対策に寄与	
2	<b>メンテナンスの着実な実施</b> 大規模修繕工事及び計画的な維持補修の実施	 舗装打ち換え工事  大規模修繕工事の対策例
3	<b>交通安全対策等</b> 逆走・誤進入対策の実施、情報提供の拡充	 路面シート  誤進入対策の例（大高入口）  壁面シート  視覚的にわかりやすい情報提供
4	<b>環境保全の取組み</b> 環境行動計画の策定、環境マネジメントの推進	道路照明のLED化  東山トンネル 太陽光発電設備の設置  黒川ビル <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;">                     2024年度目標                      CO2 排出量：19.5% 削減                      (2018年度比)                 </div>

## ソーシャル・ファイナンス・フレームワークの概要

ICMA（国際資本市場協会）が定めるソーシャルボンド原則の4つの核となる要素に基き、ソーシャル・ファイナンス・フレームワークを策定し、2020年10月に地方道路公社として初となる第三者評価（R&I ソーシャルボンドオピニオン）を取得しました。また、ICMA が定めるソーシャルボンド原則 2020 の改訂に伴いフレームワークの更新を行い、2022年10月に R&I から ICMA ソーシャルボンド原則 2021 及び金融庁ソーシャルボンドガイドライン（2021年版）に適合している旨の外部評価を取得しています。

## ソーシャル・ファイナンスで調達した資金使途と SDGs への貢献

社会的課題	名古屋高速道路公社における取組み		対象事業を通じた社会改善効果と SDGs への貢献
経済活動の 広域化・ 交流拡大	高速道路の 新規建設（新設）・ 改良工事（改築）	・名古屋駅周辺交通基盤整備方針（名古屋市策定）などに基づく、都心アクセス関連事業の着実な推進	利便性向上及び地域活性化 （移動時間の最小化・交流圏の拡大）
安全・安心に対 する社会的要請	交通安全対策	・交通安全対策の継続的な実施 ・逆走・誤進入の防止	交通安全確保 （交通事故・死亡事故の削減、事故の防止） -SDGs のターゲットでは、「2020年までに世界の交通事故による死傷者を半減させる」としてはいますが、今後も継続した目標として取り組む方針
	高速道路の 長寿命化対策	・大規模修繕工事の着実な推進	インフラ長寿化 （長期的な構造物の健全性の確保）
	高速道路の 維持管理	・大規模修繕工事対象路線以外の路線における、計画的な維持補修 ・電気設備、機械設備及び建築物等の計画的な補修・更新 ・計画に基づく着実な点検の実施 ・舗装、伸縮装置、照明等の補修工事（リフレッシュ工事）の実施 ・災害対応力の確保	高速道路機能の維持 （長期的な構造物の健全性の確保、災害発生時における代替路及び緊急輸送道路機能の確保、防災拠点整備による災害時の業務継続性の確保）
お客様ニーズの 高度化・ 多様化	快適なドライブ 環境の追求	・交通集中による渋滞への対策 ・降雪・積雪への対策	快適走行性の向上 （渋滞緩和・ドライバーのストレスゼロ）

ソーシャル・ファイナンスに係る定期レポートとして、フレームワークに基づくソーシャル・ファイナンスの調達額・資金の充当状況等についても、名古屋高速道路公社ウェブサイト等で公開しています。



## 編集後記

暑さが峠を越えて涼しくなってくると、今号の表紙のように桜の木や柿の木は黄葉を身にまとい、少しずつ紅葉へと変化していきます。

さて、9月2日の発行日は、七十二候の一つ『禾乃登（こくものすなわちみのる）』です。稲穂が色づき、秋の収穫を迎える時期ですが、同時に台風が多く発生する時期でもあるため、農家はその予防や対策が求められます。成果と困難が同時に目の前にある場合には、どのように対処して克服するかという計画が重要なことかもしれません。

今号では公益法人制度改革について、様々な課題やご意見を取り上げています。自然災害のような困難を乗り越えた先には、収穫の喜びがより一層感じられるように、今年の実りは何だったのか、来年の計画を見つめ直す機会として、ぜひお役立ていただければと思います。

次号は葉が落ち、冬芽が出てくる12月に発行する予定です。どうぞご期待ください。

（萩谷）



### バックナンバーのご案内



「こうえき」のバックナンバーは二次元バーコードもしくはURLからご覧いただけます。  
※WEB上ではURLをクリックしていただくリンク先ページに移転します。

<https://www.smbcnikko.co.jp/corporate/public/magazine/index.html>

## 公益法人向け情報誌 こうえき 第26号

- 発行日  
2024年9月2日
- 発行元  
SMBC日興証券株式会社 公益法人業務部 制度調査課
- 責任者  
井手 雄紀
- 編集者  
萩谷 佳菜恵



町田市野津田の里山をしばらく分け入った先に、1948年にカナダ出身のストーン宣教師が創立した「農村伝道神学校」があります。その一角の和風住宅が「浮輪寮」です。この建物はクリスチャンであった弊社の創業者遠山元一が1961年に寄付した数寄屋造の平屋ですが、長い年月を経て老朽化していました。

神学校から敷地内の建物について相談を受けた建築家の丸谷博男さんは、コロナ禍で設定された経済産業省の事業再構築補助金を得て、日本の歴史・文化・芸術・哲学、そして平和を学ぶ拠点「IDEA CENTER(アイデアセンター)」を構想し、住宅のリノベーションに着手しました。古民家をそのまま修復するだけでなく、輻射冷暖房や光触媒を利用した無感染換気、輻射熱を反射する外皮などの新技術を導入し、庭には水鏡と舞台が設けられました。夜の帳が下りる頃、漆黒の闇の中に水鏡が浮かび上がります。

「浮輪寮」の名前はかつて神学校の構内にあった女子寮からとられています。ストーン宣教師は1954年の青函連絡船洞爺丸事故で、近くにいた若者に自らの救命胴衣を与え、亡くなっています。「浮輪」にはストーン宣教師の生涯が込められています。「浮輪寮」はストーン宣教師、遠山、丸谷さんなど多くの人の思いが繋がっている場所と言えるかもしれません。

新しい「浮輪寮」は2022年9月に活動を開始しました。里山の環境を学ぶ講座、SDGsの取り組み、音楽ライブ、朗読など様々な目的に活用されています。筆者はジャズシンガー高樹レイさんの武満徹楽曲ライブで二度ほど訪問しました。日本家屋から得られる温もりのある音が心に残りました。Facebookで日々の活動が紹介されているので、皆さんも出かけてみるのはいかがでしょうか。



提供 丸谷 博男氏

## 【免責事項】

本資料は有価証券その他の投資商品の売買の勧誘ではなく、情報提供のみを目的に SMBC 日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）が作成したものです。本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成していますが、これらの情報が完全、正確であるとの保証はいたしかねます。情報が不完全または要約されている場合もあります。本資料に記載する価格、数値等は、過去の実績値、概算値あるいは将来の予測値であり、実際とは異なる場合があります。かかる価格、数値等は予告なしに変更することがありますので、予めご了承くださいませようお願いいたします。本資料は将来の結果をお約束するものではありませんし、本資料にある情報をいかなる目的で使用される場合におきましても、お客さまの判断と責任において使用されるものであり、本資料にある情報の使用による結果について、当社が責任を負うものではありません。本資料は、本資料を受領される特定のお客さまの財務状況、ニーズ又は投資目的を考慮して作成されているものではありません。本資料はお客さまに対して税金、法律、投資上のアドバイスを提供する目的で作成されたものではありません。投資に関する最終決定は、契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、お客さま向け資料等をよくお読みになり、お客さまご自身の判断でなさるようお願いいたします。本資料に含まれる情報は、提供されましたお客さま限りでご使用ください。本資料は当社の著作物です。本資料のいかなる部分についても電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、当社の事前の承諾なしに複製または転送等を行わないようお願いいたします。本資料に関するお問合せは当社公益法人業務部制度調査課までお願いいたします。本資料に記載された会社名、商品名またはサービス名等は、当社または各社の商標または登録商標です。

## 【店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について】

仕組債の評価額は、弊社が自ら評価・算定し、もしくは同業者その他の金融機関等から入手し、公正妥当な現在価値との認識のもとに提供する「評価・算定時価」情報です。これらの価格は通常の取引単位を前提とした場合の参考値であり、お取引を締結する際に実際に用いられる価格を表すものではなく、当該価格において弊社が売買取引等の約定を保証するものではありません。仕組債は、中途売却を想定した商品ではありません。流通市場が存在していない等の要因により、中途売却を希望されても売却価格が購入価格を大きく下回るおそれがあります。

## 【金融商品取引法第 37 条（広告等の規制）にかかる留意事項】

本資料は、法制度 / 税務、自社株評価、相続 / 事業承継、株主対策 / 資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金 / 保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、およびその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容にしたがって、お客さまが実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客さまのご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社（以下「当社」といいます）がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。たとえば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等（売買単位未満株式を除く）の場合は約定代金に対して最大 1.265%（ただし、最低手数料 5,500 円）の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等（直接的費用として、最大 3.30%の申込手数料、最大 4.50%の換金手数料または信託財産留保額、間接的費用として、最大年率 3.64%の信託報酬（または運用管理費用）およびその他の費用等）をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等または相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます（債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります）。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて当社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率または金額を記載しています。

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示にかかわらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もあります。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客さまを取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容にしたがって、お客さまが実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもあります。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況（財務・経営状況を含む）の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ（元本欠損リスク）、または元本を超過する損失を生ずるおそれ（元本超過損リスク）があります。なお、信用取引またはデリバティブ取引等（以下「デリバティブ取引等」といいます）を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客さまの差し入れた委託保証金または証拠金の額（以下「委託保証金等の額」といいます）を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客さまの差し入れた委託保証金等の額を上回るおそれ（元本超過損リスク）があります。また、店頭デリバティブ取引については、当社が表示する金融商品の売り付けの価格と買い付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等およびリスク等は商品ごとに異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは当社各都店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、およびお客さまの個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客さまの最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等 SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2251 号  
加入協会名 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会

（2023年9月30日現在）

